

「穂の国とよはし芸術劇場」に係る指定管理者候補者の選定について

1. 施設の名称

穂の国とよはし芸術劇場

2. 指定管理者候補者

- (1) 団体名：公益財団法人豊橋文化振興財団
- (2) 代表者：理事長 藤原 俊男
- (3) 所在地：愛知県豊橋市西小田原町1 2 3 番地

3. 非公募の理由

本施設は芸術文化の創造拠点として、芸術文化の推進と裾野の拡大を図ることを目的としています。本施設の運営管理（施設運営、舞台運営、芸術文化活動の普及と拡大を図る事業の実施）に当たっては、芸術文化に関し、高度な知識、ノウハウを持ち、地域の文化活動状況を十分に把握している、公益財団法人豊橋文化振興財団を選定対象とすることが、適切で効果的な運営管理に資するものと認められることから、公募によらず、同公益財団法人を指定管理者の選定対象としました。

4. 選定理由

事業計画書の提案を受け、その内容を審査したところ、主な取組みとして以下の提案があり、これらは施設の設置目的に沿い、効果的な運営管理に資する提案として認められました。

- (1) 個性ある劇場として、本格的な舞台芸術作品を創造発信する場を提供すること、公演活動、鑑賞活動、ワークショップ等の教育普及活動を通して舞台芸術の持つ力を地域社会に活用できる人材や、舞台芸術などの創造活動に秀でた人材を育成するといった提案から、芸術文化活動の拠点を形成し、地域社会へ貢献するという施設の役割を明確にしており、本施設の設置目的を十

分に理解した提案となっている。

- (2) 舞台の管理運営について、地域文化振興のアドバイザーとしての役割、安全管理や備品管理といった施設管理者としての役割、舞台・音響・照明の技術支援者としての役割を十分に認識しており、利用者の安心安全な利用や地域の創造活動を支える提案がなされている。
- (3) 感染症の感染拡大防止策の徹底の他、利用案内の多言語化や簡易筆談器の設置、貸出用車いすの増設など、国籍や障害の有無に関わらず、多くの方に安心して劇場を利用してもらうための提案がなされている。
- (4) 豊橋発信の独自の舞台芸術作品の創造活動を継続し、創造発信する地域の公共劇場としての活動を充実させるとともに、将来を見据えた長期的視点による地域の舞台芸術人材の育成にも努め、全国的なけん引役を担い、豊橋の魅力为全国に発信していくことができる提案となっている。

また、『劇場、音楽堂等の活性化に関する法律』、『劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針』、『豊橋市総合計画』等の趣旨や劇場に求められる役割を認識し、専門知識を有した職員の配置や安定的財政基盤のもと、舞台芸術の創造発信、人材育成の充実が図られた提案となっている。

5. 選定委員会

区分	氏名	備考
委員長	糸山 勝人	長久手市文化の家 事務局長
委員	足立 由紀	(公財) 愛知県文化振興事業団 企画制作部長
委員	河邊 昌子	東海税理士会豊橋支部 公認会計士・税理士
委員	田中 綾乃	三重大学人文学部文化学科 准教授
委員	鈴木 一弘	豊橋市「文化のまち」づくり課長

6. 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

※令和2年12月市議会での審議、議決を経て指定管理者に指定されます。

7. 選定の経過

仕様書の送付	令和2年8月28日
質問締切	令和2年9月4日
質問回答	令和2年9月11日
申請書類の提出期限	令和2年9月30日
指定管理者候補者選定委員会	令和2年10月1日、10月22日

問合せ先

豊橋市文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課

電話 0532(51)2873